

議 事 日 程

令和 4 年 第 2 回 浜 中 町 議 会 臨 時 会

令和 4 年 5 月 1 2 日 午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	報告第 2 号	専決処分の報告について
日程第 6	報告第 3 号	専決処分の報告について
日程第 7	報告第 4 号	専決処分の報告について
日程第 8	議案第 2 5 号	浜中町水道事業経営審議会条例の制定について
日程第 9	議案第 2 6 号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 0	議案第 2 7 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 2 8 号	町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 2 9 号	議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 3 0 号	財産の取得について
日程第 1 4	議案第 3 1 号	財産の取得について
日程第 1 5	議案第 3 2 号	財産の取得について
日程第 1 6	議案第 3 3 号	令和 4 年度浜中町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 7	議案第 3 4 号	令和 4 年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第18	議案第35号	令和4年度浜中診療所特別会計補正予算(第1号)
日程第19	議案第36号	令和4年度浜中町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第20	議案第37号	令和4年度浜中町水道事業会計補正予算(第1号)

(開会 午前10時00分)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、令和4年第2回浜中町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、4番小松議員及び5番加藤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（波岡玄智君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（波岡玄智君） 日程第3 諸般の報告をします。

まず、本臨時会に付された案件はお手元に配付のとおりです。

また、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。

次に常任委員会委員長の変更について報告いたします。

令和4年3月22日、加藤社会文教常任委員会委員長から委員長の辞職願の提出がありました。

これを受けて、令和4年3月31日、社会文教常任委員会を招集し、審議をした結果、浜中町議会委員会条例第11条の規定により、辞職を認可することに決定しました。

次に、浜中町議会委員会条例第7条第2項により委員長の互選を行いました。

その結果、社会文教常任委員会委員長に落合委員長が互選されました。

なお、任期は浜中町議会委員会条例第7条第3項により令和4年4月1日から令和5年4月30日までといたします。

詳細につきましては、お手元に配付しております浜中町議会組織図のとおりでございます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（波岡玄智君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。本日は第2回浜中町議会臨時会に議員全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○**教育長（佐藤健二君）** 皆さんおはようございます。先の議会からこれまでの教育行政の主なものについてご報告いたします。

（教育行政報告あるも省略）

○**議長（波岡玄智君）** これで行政報告を終わります。

◎**日程第5 報告第2号 専決処分の報告について**

○**議長（波岡玄智君）** 日程第5 報告第2号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○**町長（松本博君）** 報告第2号「専決処分の報告について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、第1回定例会において議決をいただいた後に、国からの交付金や特別交付税等が確定し財源に余剰が生じたため、これに伴う歳入及び歳出の予算補正を、3月31日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の主な内容といたしましては、歳出では、2款総務費では、「ふるさと納税に要する経費」で、1億6千20万5千000円、「基金積立金」で、歳入歳出予算の確定見込みによる財源の余剰分の基金積立てなどで1億6千675万3千000円をそれぞれ追加するなど、全体で1億8千008万2千000円の追加、3款民生費では、「子育て世帯臨時特別給付金に要する経費」で、事業費の確定見込みにより431万5千000円を減額するなど、全体で791万5千000円の減額、4款衛生費では、「じん芥処理に要する経費」で、可燃ごみ焼却委託料の確定により646万5千000円を減額、5款農林水産業費では、「基金積立金」で、森林環境譲与税の確定により積立金69万9千000円を追加、6款商工費では、「商工行政に要する経費」で、浜中まちづくり株式会社準備会補助の確定により92万9千000円を減額、7款土木費では、「町道維持管理に要する経費」で、町道除雪業務委託料の確定により2651万円を追加、9款教育費では、「年少少女国内派遣事業に要する経費」で、事業費の確定により389万円を減額するなど、全体で490万8千000円の減額、10款公債費では、「地方債償還利子」で、一時借

入金利子の確定により15万8000円を減額。

以上により、今回の補正額は、1億8691万6000円となります。

一方歳入につきましては、1款町税では、町民税など最終収納見込みにより全体で1676万4000円の追加、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款環境性能割交付金、10款地方特例交付金、11款地方交付税、12款交通安全対策特別交付金は、いずれも交付額の確定によるもの、15款国庫支出金では、補助金の確定見込みにより全体で811万5000円を減額、16款道支出金では、補助金の確定により全体で169万4000円の追加、17款財産収入では、基金利子及び立木売払収入の確定により248万1000円の追加、18款寄附金では、ふるさと納税の確定見込みなどにより1630万5000円の追加、22款町債では、該当事業費の確定などにより200万円を減額、これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は、100億4334万4000円となります。

次に「第2表繰越明許費」につきましては、いずれの事業も年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して事業を実施しようとする金額の限度額を定めようとするものであります。

次に「第3表地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業費及び同意額の確定に伴う補正であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、報告第2号の質疑を行います。

9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） 3月定例会以降、3月末までに生じたものに対する補正ということで説明があったのですが、1点だけお尋ねしておきたい部分がございますので、よろしくお願ひします。25ページから26ページ、負担金補助及び交付金、補助金に関する減額であります。浜中まちづくり株式会社準備会補助の減額92万9000円とのことですが、このまちづくり株式会社については、この場においても幾度となくいろいろな質疑を交わされてきたと思っています。年度末において減額された部分、これは一体何を予定していたものが減額となったのかというのが1点。

それから準備会に関して言いますと、なかなかいい話が聞こえてこないのですが、現

状についてはどのような認識を持っているのか、その辺も含めてお答えをいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） それでは26ページ、商工行政に要する経費のうち、浜中まちづくり株式会社準備会補助についてのご質問にお答えさせていただきます。昨年6月に300万円のまちづくり準備会に対する補正予算の議決をいただいております。その内容につきましては、総体で4回の準備会を開催するという計画でこの300万円という予算の計上をさせていただいております。その内容といたしましては、会議運営費が4回、それに伴う資料作成費、それから、コンサルの旅費関係、トータルで300万円という当初の予算計上となっております。今年度、第1回、第2回、第3回、第4回という計画をしているこの準備会の開催につきましては、8月24日に第1回準備会を開催しておりまして、第2回を11月24日、この2回分の実績による執行残という内容となっております。その第1回、第2回の準備金につきましては最終的な決算額につきましては、準備会の会議2回分が20万3500円となります。それから、コンサルが商工会、町、ふるさと納税の委託業者、それぞれと打ち合わせをする旅費6回分として66万7000円。それから、会議運営費、資料作成費、これは4回のうち2回しかやっておりませんので、それぞれ30万円ずつということで、会議運営費が30万円、資料作成費が30万円ということで、合計207万500円が令和3年度における執行額ということで、その差し引きが今回の補正額という内容となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） 質問の2点目、準備会の現状についてのご質問にお答えをさせていただきます。今、担当課長から令和3年度の報告がございましたが、1回、2回を終えて、3回目の準備会を開けていない状況で、年度が明けてしまったというところで、今月24日に年度を繰り越しましたが、第3回目の準備会を開催するというところで決まっております。前段、先週の金曜日の日に商工会も含めて打ち合わせさせていただきました。今回の令和3年度の総括というところで委託会社より上がってきたものを議論させていただきました。内容としては、行政主旨の第三セクターでは設置が難しいという結論と、行政の事業ベースでもまちづくり会社の設立には難しいという状況での総括というところの議論を、今月の24日の第3回の準備会で協議させていただくとい

うところで今押さえております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 予算の執行状況については、今、説明を受けました。現状につきましては今月の24日に会議を予定するというお答えだったのですが、そのお答えの中であれも難しいこれも難しいというお答えがすごく印象に残ってしまっていて、難しいというお答えがあると、この先どうなるのかが素朴な疑問です。その辺については行政としてどういうことが想定されると考えておられるのかをお答えをいただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） 再質問にお答えいたします。町といたしましては24日に行われた第3回の準備会で集まって協議されるべきものでありますし、まずは、行政主旨の第三セクターではいかないというところになりますと、違う形態での設立に向かうのか、それとも消滅するのかというところでございますけれども、ただこの準備会では3年度で1回、2回開いて、まずは行政ができない部分を担うという組織、その必要性は十分理解されましたし、委員の皆様、産業団体も含めまして必要であるという認識は深まりました。その結果をもって第3回の準備会の方向性を決める場になると思いますので、その会議の中でどういう議論がなされるかというところでございますけれども、町といたしましては、最初に述べましたように第三セクターでは立ち行かないという意見を述べたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

1番川村議員。

○1番（川村義春君） 26ページの落合議員の質問に関連するのですが、確認の意味でお聞きしますが、24日に3回目の準備会が開かれると、その結果についてどの時点で議会側に対して説明がされるのか、その点を聞いておきたいと思っております。

それと、14ページの歳入ですけれども、特別交付税6923万6000円の追加補正がありますが、これについては、多分、赤潮対策等で入ってきたものが多いのかなと思っておりますが、その内訳としてどういうものが入ってきているのか分かればお知らせをいただきたいと思っております。

それともう一つ、歳出に戻りますが、除雪業務委託料が当初予算で4000万円、補正予算で3000万円、7000万円あって、今回、多分、2651万円ということで、

9651万円の予算かと思うのですが、これですべて完璧に業者への支払いとかそういうものが済んでいるのかどうか、この辺だけお知らせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） まず、26ページの浜中まちづくり株式会社準備会補助に関するご質問にお答えいたします。先ほど申しました24日の第3回目の準備会の内容は、6月定例会前の全員協議会で議員の皆様にはご報告をしたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 14ページの特別交付税に関するご質問にお答えいたします。まず全体額でございますけれども、浜中町の特別交付税の確定額ですけれども、2億9914万3000円に震災復興特別交付税9万3000円を合わせまして、合計2億9923万6000円となります。特別交付税の内訳は多岐にわたるわけでございますけれども、議員おっしゃいましたとおり、今回につきましては、赤潮対策、それから同様に北海道の赤潮対策緊急支援事業、こちらは創設された制度ですけれども、こちらの中身に含まれるということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡部幸平君） 26ページ、町道維持管理に要する経費の町道除雪業務委託料についてのご質問にお答えいたします。まず、この除雪業務委託料の予算は議員おっしゃるとおり、当初予算4000万円で、3月定例会に補正予算として3000万円を計上させていただきました。それで、その7000万円で予算が不足するということが3月定例会の追加議案で3000万円の補正をお願いしております。この時点で予算額1億円となりましたけれども、3月の中で町所有の除雪車両、それから業者所有の除雪車両を全車出すような除雪の回数が多かったということで、最終的には2651万円が不足ということで、除雪費用の総額としまして1億2651万円ということになったというものでございます。なお、除雪業者への支払いについては全て済ませております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 1点だけ、歳入14ページの新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1252万2000円、これは新規計上かと思っておりますけれども

も、文字のとおり地方税の減収分を交付税で賄うという捉え方でよろしいでしょうか。

それと、新型コロナウイルス、依然として先の見えない状況であります。それで今回の臨時会あたりで今年度のコロナ対策の臨時交付金の事業が盛り込まれるのかなと思っておりますけれども、今回載っていないということで、今年度の臨時交付金でのコロナ対策事業の見通しというか、例えば、6月補正で出ますよとか、見通しが分かればお知らせいただきたいと思います。ちなみに国、道を通しての事務連絡では受付が今年度、3回、5月、7月と冬というふうの実施計画を上げるようにと連絡が来ていると思いますけれども、それも踏まえ、今年度の事業の見込みをお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） まず、14ページの特別交付金の関係につきましては、議員おっしゃいますとおり、その趣旨に基づく交付金であるということをご理解いただきたいと思います。

次の新型コロナウイルス対応、これまで地方創生臨時交付金という形で3年度まで配当されまして、この度、国の緊急総合対策といったところで、今後、実施計画を策定して、事務的には7月に実施計画を提出していきたいと考えております。内容といたしましては、これまでと同様の地方創生臨時交付金の内容に基づくものと、昨今の原油等の高騰対策、あるいは低所得者の支援といたしますか、そういったところに焦点を当てられるということで流れてきておりますので、まずはしっかりとどういった事業に充てていくのかにつきまして、今後、全体で詰めていきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから報告第2号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから報告第2号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

◎日程第6 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 報告第3号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第3号「専決処分の報告について」提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律に基づき、人事院規則の一部が改正され、令和4年2月17日付けで公布となっていることから、浜中町職員の育児休業等に関する条例の関連規定を改正する必要が生じたので、3月31日付けをもって専決処分により「浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を制定し、同日付けをもって公布したところであります。

この度の専決処分の主な改正内容につきましては、「非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和」及び「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等」に関する規定を加えるものであります。

なお、施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行としております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから報告第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから報告第3号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから報告第3号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

◎日程第7 報告第4号 専決処分の報告について

○議長(波岡玄智君) 日程第7 報告第4号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 報告第4号「専決処分の報告について」提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、令和4年度税制改正大綱に基づき「地方税法等の一部を改正する法律」及び関連する政令・省令の一部が改正され、令和4年3月31日付けで公布となっていることから、浜中町税条例の関連規定を改正する必要が生じたので、3月31日付けをもって専決処分により「浜中町税条例の一部を改正する条例」を制定し、同日付けをもって公布したところであります。

この度の専決処分の主な改正部分につきましては、「町民税」では、住宅ローン控除の特例の延長など、「固定資産税」では、土地に係る負担調整措置など、関連する項目について所要の改正をするものであります。

また、本改正につきましては、総務省から示された「市町村税条例等の一部を改正する条例の例」に基づいたものであります。

なお、施行期日につきましては、本年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、税務課長より説明させていただきますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) 税務課長。

○税務課長(梅村純也君) (報告第4号 補足説明あるも省略)

○議長(波岡玄智君) これから報告第4号の質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから報告第4号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから報告第4号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

◎日程第8 議案第25号 浜中町水道事業経営審議会条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第25号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第25号「浜中町水道事業経営審議会条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

今般、浜中町水道事業では、平成29年度に「浜中町水道ビジョン」を策定し、発生が予想される「千島海溝沿いの巨大地震」に備えるべく、平成30年度から令和19年度までに非耐震である水道施設及び管路の耐震化事業を進めているところでありますが、この事業に係る財源、人口減少による給水収益減額を見通した財政シミュレーションにより、今後の水道事業経営を圧迫することが懸念されており、公営企業としての経営改善が必要となっているところであります。

今回提案させていただく本条例は、水道事業経営審議会を設置し、将来の浜中町民の生命・産業を守るための安心・安全な水道水の供給、健全かつ持続可能な水道事業経営を図るため、水道料金改定を含めた事業経営内容を審議することを目的に条例制定しようとするものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） （議案第25号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第25号の質疑を行います。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） これは、この条例が制定されて以降の話になると思いますけれども、8人以内を予定しているということでもあります。現在、考えておられる構成委員、組織団体等が分かれば教えていただきたいのと、それが設置されて審議会が開催された後に、答申書の作成に向けて動くと思うのですけれども、答申を出す目標時期について、現在、考えている範囲で構いませんのでお知らせください。

○議長（波岡玄智君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） ご質問にお答えします。まず、審議委員8人の構成メンバーの案ですけれども、まず、町内の団体、浜中漁協さん、散布漁協さん、浜中農協さん、商工会さん、建設業協会、それと消費者協会と自治会連合会。それと3月議会で町外の有識者が必要ではないかということで、ご提案いただいているところで、現在、答申書作成委託コンサル、業務委託コンサルをしているところですが、そちらと実際協議にあたっているところがございます。

それと、答申までのスケジュールは審議会自体が令和4年度中に計5回を予定しております。まず、1回目が7月、2回目が8月、3回目が10月、4回目が11月、最後5回目が1月中旬、それで答申書の作成をし、2月末を目処に町長の方に提出する予定でスケジュールを組んでおります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第25号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第26号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第9 議案第26号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第26号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、議案第25号で議決いただきました「浜中町水道事業経営審議会条例」の制定に伴い、本条例の別表に水道事業経営審議会委員を加えるもので、同委員の報酬は、委員長が月額8100円、委員は月額7500円としております。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第26号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第26号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第27号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第27号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案27号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、給与改定に伴い関連する条項の一部改正をしようとするものがあります。

令和3年8月10日に人事院は、国家公務員の給与等について、勧告をしたところがあります。この勧告の内容を申し上げますと、期末手当につきまして、支給割合が民間比較で年間0.13月上回っていることから、これを0.15月引き下げることとし、年間支給割合を4.45月から4.30月とする改定を行うものであります。

国は、この人事院勧告を受けて、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を、4月13日に公布し、人事院勧告どおりの内容で給与改定を実施するとともに、令和3年度の引下げに相当する額については、本年6月の期末手当から減額することで調整を行うものとなりました。

このことから本町においても、国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の引き下げ及び昨年度の引下げに相当する額の減額調整をするものであります。

なお、施行期日については、公布の日としております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第27号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第27号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第28号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

◎日程第12 議案第29号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第11 議案第28号及び日程第12 議案第29号を一
括議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第28号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について」及び議案第29号「議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について」は、いずれも関連がありますので、一括して提
案の理由をご説明申し上げます。

町長、副町長並びに議会議員の期末手当年間支給月数については、令和2年4月1日
から一般職の職員と同じく4.45月としております。この度、一般職の職員について
は、国における給与法の改正に準じ、職員の給与に関する条例の一部改正を行い、0.
15月引下げて4.3月にしようとするものであります。

このことから、町長、副町長並びに議会議員の期末手当につきまして、一般職の職員
と同様に引き下げることについて、関連する条例の一部改正について提案した次第であ
ります。

議案第28号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て」は、第4条第2項で期末手当について、現行「100分の222.5」を「100分の215」に改め、現行年間支給月数「4.45月」を「4.3月に引き下げるもの」であります。

施行期日は、公布の日としております。

なお、教育長の支給月数については、「浜中町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」第2条第2項の規定により、町長、副町長の給与に関する条例を準用するとなっておりますので、町長、副町長と同様となります。

議案第29号「議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、第5条第2項で町長、副町長の期末手当支給月数と同様に引き下げるものであります。

施行期日は、公布の日としております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第28号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第29号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第28号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第30号 財産の取得について

○議長(波岡玄智君) 日程第13 議案第30号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第30号「財産の取得について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成19年度に特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用して購入した霧多布小・中学校のスクールバスについて、導入から14年が経過し、塩害による腐食など経年劣化が著しいことから、この度、新たな車両に更新しようとするもので、第1回定例会において予算議決をいただいております。

当該車両の購入にあたり、去る4月21日、町外業者2社による指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、東北海道いすゞ自動車株式会社が、2145万円で落札いたしました。

なお、納入期限は、令和5年1月31日としております。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第30号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第30号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第31号 財産の取得について

○議長（波岡玄智君） 日程第14 議案第31号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第31号「財産の取得について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成10年度に購入した「学校給食配送車両」について、経年劣化が著しいことから、この度、新たな車両に更新しようとするものです。

購入費用につきましては、第1回定例会において予算議決をいただいております、財源は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業を活用するものであります。

当該車両の購入にあたり、去る4月21日、町外業者5社による指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう釧路支店が709万5000円で落札いたしました。

なお、納入期限は、令和5年2月28日としております。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い

い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第31号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第31号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第32号 財産の取得について

○議長（波岡玄智君） 日程第15 議案第32号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第32号「財産の取得について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、ロータリ除雪車1台を購入しようとするもので、購入費用につきましては、第1回定例会において予算議決をいただいております。財源は、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用するものであります。

当該車両の購入にあたり、去る4月21日、町外業者2社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、北海道川崎建機株式会社釧路支店が4290万円で落札いたしました。

なお、納入期限は、令和5年2月28日としております。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に

より議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） これから議案第32号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第32号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第33号 令和4年度浜中町一般会計補正予算（第1号）

○議長（波岡玄智君） 日程第16 議案第33号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第33号「令和4年度浜中町一般会計補正予算（第1号）」につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、先ほど議決いただきました議案第27号から議案第29号に基づき、議員、特別職及び一般職の期末手当と関連する経費及び今年度導入いたしますふれあい交流・保養センターのキャッシュレスシステムのルパンPay対応費用について補正をお願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと歳出では、1款議会費では、「議会議員に要する経費」で議員期末手当74万6000円の減額。2款総務費では、「ふれあい交流・保養

センター運営に要する経費」で施設用備品購入304万円の追加。3款民生費では、「介護保険特別会計繰出金」で繰出金13万1000円を減額。4款衛生費では、「浜中診療所特別会計繰出金」で繰出金189万3000円、「水道事業会計繰出金」で繰出金56万5000円をそれぞれ減額。7款土木費では、「下水道事業特別会計繰出金」で繰出金16万5000円を減額。11款給与費では、特別職、一般職及び再任用の期末手当1331万円を減額するものであります。

一方歳入につきましては、調整財源として19款繰入金の財政調整基金繰入金1377万円を減額させていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、79億6484万3000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第33号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 歳出の58ページ、ふれあい交流保養センター運営に要する経費の備品購入費、施設用備品購入費304万円の内容について、まず、説明をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） それでは58ページ、ふれあい交流保養センター運営に要する経費のうち、施設用備品購入304万円の内容についてご説明申し上げます。この度の補正につきましては、3月定例会におきましてキャッシュレスシステムの導入に要する予算ということで、1496万円の予算を議決いただいたところでありますが、その際にルパン三世Payのシステムもこのキャッシュレスシステムに組み込む予定でありまして、今回の予算計上に至っているわけですが、内容につきましては、そのキャッシュレスシステムの券売機に新たにルパン三世Payシステムを接続するための開発費ということで、この304万円の予算の内容となっております。主な内容といたしましては、このキャッシュレスシステムの画面の中にルパン三世Payの項目を追加いたしまして、それによって、このルパン三世Payを利用して支払いを済ませるといった仕組みとなっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 現金を出さなくても処理できるということではすごくいいことだと思います。それで、そのルパンP a y以外でも通常のカード、例えば、K i t a c aとかそういったものも使えると聞いたのですが、どの程度まで他のキャッシュレスカードが使えるのか。それがあれば外から来たお客さんも有効に使えると思われまして、その辺の説明をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） キャッシュレスシステムで利用できるカード、主なもので言いますと、今、わりとスマホ決済をする方が非常に増えておりまして、その中で代表的なもので言いますと、a u P A Y、P a y P a y、L I N E P a yが主流となっております、こういったものの決済がまず有効であると。それと今、議員からK i t a c aのお話もあったのですが、その他にS u i c a、それからP A S M Oなど、数が多いものですから代表的なものだけ申し上げますけれども、その通算でいきますと14カードが今のところ使える予定となっております。併せてクレジットカードも使用できることにもなると思いますので、これは一般的にはV I S A、J C Bなどそういったものが主流になってくると思います。カード決済の項目の中にルパン三世P a yが組み込まれるという内容になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第33号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 34 号 令和 4 年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

◎日程第 18 議案第 35 号 令和 4 年度浜中診療所特別会計補正予算（第 1 号）

◎日程第 19 議案第 36 号 令和 4 年度浜中町下水道特別会計補正予算（第 1 号）

◎日程第 20 議案第 37 号 令和 4 年度浜中町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（波岡玄智君） 日程 17 議案第 34 号ないし日程第 20 議案第 37 号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第 34 号「令和 4 年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」から議案第 37 号「令和 4 年度浜中町水道事業会計補正予算（第 1 号）」については、いずれも関連がありますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、先ほど議決いただきました議案第 27 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に基づく職員の期末手当の減額について、各特別会計予算の補正をお願いしようとするものであります。

議案第 34 号「令和 4 年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」では、3 款地域支援事業費、「包括的支援事業に要する経費」で期末手当 13 万 1000 円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、4 億 7684 万 9000 円としようとするもの。

議案第 35 号「令和 4 年度浜中診療所特別会計補正予算（第 1 号）」では、1 款総務費、「浜中診療所運営に要する経費」で期末手当 189 万 3000 円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、2 億 7301 万 3000 円としようとするもの。

議案第 36 号「令和 4 年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」では、1 款総務費、「一般管理に要する経費」で期末手当 6 万 5000 円を、2 款下水道費、「特定環境保全公共下水道事業に要する経費」で期末手当 10 万円をそれぞれ減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、4 億 1873 万 1000 円としようとするもの。

議案第 37 号「令和 4 年度浜中町水道事業会計補正予算（第 1 号）」では、職員の期末手当の減額に伴い、収入では、1 款水道事業収益 2 項営業外収益 56 万 5000 円を減額、一方、支出では、1 款水道事業費用 1 項営業費用 56 万 5000 円を減額し、収益的収支の総額を 2 億 739 万 2000 円に補正し、予算書第 7 条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を 4857 万 7000 円に。

また、第8条に定める他会計からの補助金を6753万8000円に改めようとする
ものであります。

なお、歳入につきましては、いずれの会計におきましても、一般会計からの繰入金を
減額するものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申
し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第34号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第35号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第36号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第37号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第34号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は閉会することに決定しました。

これをもって令和4年第2回浜中町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

(閉会 午前11時24分)